

## 薬師寺僧形八幡三神像の制作年について

近藤 将人（名古屋市）

---

神像彫刻の代表的作例である薬師寺僧形八幡三神像（以下本像）は、薬師寺別当栄紹によって八幡神の勧請が行われた寛平年間（889－898）の制作であることが通説となっており、これは作風や技法の観点からも矛盾しない。本発表はこうした従来の見解や、近年の八幡神像研究を踏まえた上で、自身の先行論文（『名古屋大学人文科学研究』第42号所収）の内容のうち、特に本像の制作年に着目し、更なる発展的考察を加えたものである。その結果として、本像が宇多天皇周辺の影響下で寛平八年（896）に制作されたという新たな知見を提示する。

まず、本像と同時代の仏像彫刻のうち仁和寺阿弥陀三尊像を取り上げ、両者が同じ造形感覚を持つことを指摘し、本像が九世紀末の制作であることを確認する。

そして、薬師寺への八幡神勧請について複数の文献史料を取り上げ、その中でも『薬師古記録抜粋』の「寛平八年」という記述に注目する。そして、この年が栄紹の別当在任期と一致することや、『薬師寺古記録抜粋』が後年の記録ではあるが、尊重すべき性格を持つことを指摘した上で、近年の八幡神像研究において注目されている王権による造像や鎮護国家思想という観点から、本像の制作年が寛平八年であることの正当性について検証する。

王権による造像については、先行する東寺、石清水八幡宮の八幡神勧請の事例において社殿の造営を王権が担っていることや、東寺僧形八幡三神像の制作に官営工房系仏師の関与が見られるという先学の指摘から、同様の事情が薬師寺鎮守八幡宮においても考えられることを踏まえた上で、寛平年間における王権と薬師寺の関わりについて検討する。そして、源能有などの宇多天皇の周辺人物が薬師寺の重要法会である最勝会に関与していたこと、宇多天皇自身も退位後に薬師寺に御幸した記録が見られること、さらに本像が宇多天皇と関わり深い仏師集団の制作だと推定できることから、薬師寺への八幡神勧請、社殿造営についても王権、具体的には宇多天皇周辺の関与があり、本像の制作もこれら一連の流れの中で行われた蓋然性が高いことを証明する。

また、鎮護国家思想については、新羅の入寇への憂慮を背景とする神国意識を契機として東寺僧形八幡三神像の造像が行われたという近年の研究成果を踏まえた上で、寛平五～七年（893－895）に新羅の入寇が相次ぎ、大宰府管内諸社や石清水八幡宮に奉幣が行われたことや、寛平八年に大和国で「紫雲之瑞」が見られたが、同様の記述が石清水への八幡神勧請の際にも見えることから、この年が対新羅神・鎮護国家神としての性格を持つ八幡神像の制作年としては極めて妥当であるという見解を提示する。

以上のように本発表は、近年の八幡神像研究の流れに則った上で、薬師寺僧形八幡三神像が寛平八年の作であると明確に位置付けるものである。